給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第８号

千葉県野田市宮崎56番地の１　メゾンドール宮崎202

再生債務者　阿部　智彦

1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月22日まで

4　一般異議申述期間　平成23年11月29日から平成23年12月13日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第８号

熊本市東町４丁目８番12―506号

再生債務者　谷端　匡志

1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月22日まで

4　一般異議申述期間　平成23年12月６日から平成23年12月13日まで

熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再ロ）第４号

香川県丸亀市飯山町東坂元212番地３

再生債務者　吉井　孝仁

1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月24日まで

4　一般異議申述期間　平成23年12月７日から平成23年12月21日まで

高松地方裁判所丸亀支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第６号

兵庫県姫路市大津区新町２丁目20番地６

再生債務者　山口　敏弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年11月21日まで

平成23年10月24日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００２９号

東京都江戸川区一之江７―48―８―Ｄ１

再生債務者　大塚　博美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月21日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第５号

北九州市小倉南区下吉田３丁目７番25号

再生債務者　末松　雄二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月25日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再ロ）第２号

山口県宇部市開１丁目７番10―502号

再生債務者　中村　昭浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月25日　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（再ロ）第５号

沖縄県糸満市西崎町３丁目243番地ドリームハウス201号

再生債務者　知念　清豪

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月24日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再ロ）第２２号

横浜市神奈川区三ツ沢上町15番47―302号

再生債務者　吉崎　聡

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月25日

横浜地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年九月三十日

掲載頁　一七七頁（号外第二二二号）

（乙）http://www.boox.jp

平成二十三年十一月四日

東京都港区海岸三丁目二三番一九号

（甲）株式会社テラダロジコム

代表取締役　廣瀬　秀徳

東京都品川区東品川二丁目二番三三号ニウ

ケビル五階　（乙）株式会社プークス

代表取締役　大貫　友宏

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社タスカル（乙、住所東京都豊島区南大塚三丁目一七番六号）の資産管理及び運用事業に関して有する権利義務のうち一部を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十三年七月十九日付官報（号外第一五七号）七十八頁

（乙）平成二十三年七月十九日付官報（号外第一五七号）六十二頁

平成二十三年十一月四日

東京都文京区大塚五丁目九番二号

株式会社パスエコテック

代表取締役　高木　裕三

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社タスカル（乙、住所東京都豊島区南大塚三丁目一七番六号）の給湯器の販売及びこれに伴う工事事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年九月三十日

掲載頁　一七七頁（号外第二二二号）

（乙）http://www.boox.jp

平成二十三年十一月四日

東京都港区海岸三丁目二三番一九号

（甲）株式会社テラダロジコム

代表取締役　廣瀬　秀徳

東京都品川区東品川二丁目二番三三号ニウ

ケビル五階　（乙）株式会社プークス

代表取締役　大貫　友宏

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社タスカル（乙、住所東京都豊島区南大塚三丁目一七番六号）の資産管理及び運用事業に関して有する権利義務のうち一部を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十三年七月十九日付官報（号外第一五七号）七十八頁

（乙）平成二十三年七月十九日付官報（号外第一五七号）六十二頁

平成二十三年十一月四日

東京都文京区大塚五丁目九番二号

株式会社パスエコテック

代表取締役　高木　裕三

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社タスカル（乙、住所東京都豊島区南大塚三丁目一七番六号）の資産管理及び運用事業に関して有する権利義務のうち一部を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）平成二十三年七月十九日付官報（号外第一五七号）六十二頁

平成二十三年十一月四日

東京都豊島区南大塚三丁目一七番六号

株式会社タスカル準備会社

代表取締役　藤井　清次

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙の不動産信託受益権の取得、保有及び処分、不動産及び処分の賃貸及び管理並びに有価証券の取得、保有及びそれらに有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月四日

東京都台東区東上野四丁目一番一八号

（甲）合同会社ハーバーホールディングス

代表社員　一般社団法人ハーバーランドス

職務執行者　大倉　英二

株式会社田原市伊良湖町宮下二八二三番地二

（乙）合同会社伊良湖リゾートホールディングス

代表社員　一般社団法人ロンドン

職務執行者　大倉　英二

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社プークス（住所東京都品川区東品川二丁目二番三三号ニウケビル五階）に対して当該分割により新設する株式会社プークスに承継させるオンライン書店事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.boox.jp

平成二十三年十一月四日

東京都品川区東品川二丁目二番三三号ニウ

ケビル五階　株式会社プークス

代表取締役　大貫　友宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月四日

埼玉県上尾市上町二丁目五番五号

北西合名会社

代表社員　北西　隆夫